

第87号

平成31年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K. I. S 飯田橋2階

TEL&FAX 03-5805-0250



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
大元 慎二

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃より消費者庁の消費者行政の推進に御支援と御協力を賜り、改めてお礼を申し上げますとともに、公正競争規約の運用に御尽力いただき深く敬意を表する次第です。

消費者庁は、今年9月で発足から11年目を迎えます。これまでの消費者庁の施策の運用により着実に成果をあげられるよう、引き続き、消費者行政の司令塔として、消費者が主役となつて、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現のため、様々な課題に取り組んでおります。その1つとして、昨年は、消費者庁が推進する消費者志向経営に関し、ロゴマークを公表するとともに、優れた取組について表彰する「消費者志向経営優良事例表彰制度」を開始し、11月に第1回の表彰式を行いました。

最近の景品表示法の運用について御紹介させていただきますと、従来は、痩身効果や疾病予防を謳う食品に関する表示などの優良誤認事案が多くなっておりましたが、最近では、インターネット接続サービスや家電製品に関する不当な二重価格表示などの有利誤認事案のほか、有料老人ホーム告示に違反した事案もあるなど、違反類型は多岐にわたっております。これらの不当表示について、今年度はこれまでに20件を超える措置命令を行いました。また、痩身効果を謳う衣類や液晶ディスプレイの機能に関する不当表示などについて、10件を超える課徴金

納付命令も行いました。

また、昨年は、表示対策課において一昨年に公表した「打消し表示に関する実態調査報告」に続き、5月に「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」、6月に「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」をそれぞれ公表し、これらを基に打消し表示の表示方法や表示内容等について、景品表示法上の基本的な考え方及び適切な表示に向けての留意点を示しました。消費者庁では、この考え方の周知を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合には、厳正に対処してまいります。

さて、貴協議会には、昭和59年に「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」が認定されて以降、30年以上にわたり、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただいております。景品表示法の運用につきましては、消費者庁だけではなく公正競争規約を運用している皆様方の活動が不可欠です。貴協議会におかれましては、今後とも引き続き、公正競争規約の着実かつ適正な運用を通じて、医療機関等と衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただくようお願いするとともに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感



精度管理の鋭意と規約絶対遵守

衛生検査所業公正取引協議会
会 長 江 川 洋



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えられたことと拝察いたします。

昨年は7月の西日本豪雨、9月の台風21号及び24号、9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震等、自然災害が相次ぎました。いずれも甚大な被害をもたらし、避難生活などの苦難を強いられておられる方が多くいらっしゃいます。このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げますと同時に、1日も早い復旧・復興を願わざるを得ません。

会員の皆様におかれましては、長年にわたり検体検査を通して国民へ良質な医療の提供に貢献していただき、検体検査の有用性・重要性を社会に伝え、健康増進と疾病予防にご尽力されてこられましたことに改めて敬意を表します。

この検体検査は、疾病の的確な診断や治療効果の評価等のため必要不可欠であり、その品質・精度の確保は医療技術の進歩とともに重要となってきました。一昨年6月に「医療法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年12月1日から施行されました。これにより厳格な業務を求められることになりました。検体検査を業とする衛生検査所の団体である日本衛生検査所協会としましては、検体検査を行う全ての施設において検体検査の品質・精度管理・標準化に向けて鋭意努力を重ねていく必要があります。

このことは、衛生検査所が行う検体検査がより明確に法的な立場になっていくことを意味すると同時に、社会的に国民に対する責任がより重大になっていくことを意味しております。それを事業として医療機関等へ展開していく活動の仕方も注目されることとなり、その基準として衛生検査所業公正競争規約があります。

会員の皆様の近年の規約遵守活動により大きな成果が目に見える形で表れてきております。本年3月には本年度の大きな活動の方針あった事項が長年の活動にて実を結ぼうとしています。

我々は、日衛協と公取協の活動をもって、医療機関等に確かな診断・医療に欠かせない検査結果を届け、信頼関係をより強固にして連携を図りながら、地域社会に医療の一翼を担っているという使命感をもって、日々の検査業務に精進してまいります。

私は、会長就任当時から提唱続けています、規約違反を「しない」「させない」「認めない」を合言葉に、衛生検査業界の適正な競争・商習慣を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意を新たにしております。

この一年も、会員の皆様にとって実りの多き年となりますよう、また、当業界がますます発展することを祈願いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

容器類の無償提供廃止に関する取組み状況

容器類の無償提供廃止は、会員各位の積極的な取り組みにより、かなりの成果を上げてきている。目下、取り組みが遅れていた3種真空採血管以外の容器類の無償提供完全廃止に全力を注いでいる。

- 平成29年8月の公正競争規約遵守状況調査（定期調査）において、無償提供が行われているとの指摘があった3種真空採血管以外の容器類について、昨年1月に、全会員会社を対象として実態把握調査を実施した。その結果、半数の会員からは既に無償提供を行っていないとの回答であったが、半数の会員により、全国32,119の医療機関等に無償提供が行われているということが明らかになった。
- そこで平成30年度は、この3種真空採血管以外の容器類の無償提供改善について具体的にに取り組んでいくこととし、昨年11月に、無償提供していた会員会社に対し、無償提供を本年3月までに完全に廃止するための改善計画の提出を求めた。

改善計画の集計結果は次のとおりである。
なお、11月の調査時点において、5社からは、既に無償提供を完全に廃止したとの回答があった。

	30年1月12日 (実績)	30年8月末 (実績)	30年11月末 (計画)	31年3月末 (計画)
無償提供 先数	32,119	24,864	15,243	285

回答によれば、1月時点で32,119件あった無償提供先の医療機関等が、8月末には24,864件と約7,000件減少している。11月末までには更に9,000件減らして15,243件にするという計画になっている。本年3月末ではまだ285件残る予定になっているが、可能な限り0件になることを期待している。

なお、現在無償提供を継続中の会員会社は、
以下のような取り組みにより、改善計画の達成
を目指している。

- ①毎月の営業会議時に進捗状況を報告させ、目標達成を徹底する。
- ②同業他社と有償化活動の同期を合わせる。
- ③有償化改善者を評価する。
- ④凝固試験管のばら売り検討する。
- ⑤交渉が難航しているユーザーは、上司を交えて行動計画を立案し実行する。

- ⑥顧客ごとの活動計画を立てる。
- ⑦交渉の成功例などの情報共有を図り、他の交渉の参考とする。
- ⑧11月より容器類の価格表を一斉配布、有償化する。
- ⑨平成31年1月より有償案内文書の配布と同時に周知文書を配布する。
- ⑩地域センターに、今回の計画票内容を展開する。
- ⑪進捗が悪い営業所に直接指導する。

- また、これらの会員に対しては、11月末時点における改善計画の進捗状況を確認するため、12月3日付で調査票を送付した。引き続き、本年3月末までの無償提供の完全廃止に向けてフォローしていくこととしている。
- 会員が取引先医療機関等へ公正競争規約の説明を行う際の補助資料として、改訂版の「公正取引協議会のご案内」パンフレットとリーフレットを作成した。これらは全会員に必要部数を配布すると同時に、全国約1,000か所の医師会や医療関係団体に対し、公正競争規約遵守活動への協力依頼文書に同封して郵送した。

また、本年度も１１月に各地区で開催された月間大会にタイミングを合わせて、無償提供できない容器類の例示品目数を増やすなど

ルール違反は厳禁



当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するため、**原品表示法に基づき、消費庁・公正取引委員会**の認定を受けた**公正競争規約**を定めています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し衛生検査の取付けや不当に誘引する手段として景品類を提供することは、厳しく禁止されています。

提供できない景品類の一例

■ 検体の採取器、検体用分注器などの医療器具。コンピュータ等の通信機器等

■ 真空吸引管 ■ 使い捨てピロエリコン ■ バンパシップ ■ ラミネート・押出成形管 ■ 歯根長検査スクリュー



検体採取器 検体用分注器 真空吸引管 検体用分注器 検体用容器 検体用分注器 検体用分注器

■ PVP付管 ■ 血液検査管 ■ 検体管 ■ 緑色系自己凝集管 ■ 硬中じレコロ片厚度検査管



検体管 検体管 検体管 検体管 検体管 検体管 検体管

■ 検心の機器 ■ パソコン ■ ラベルプリンタ



検心の機器 パソコン ラベルプリンタ

■ 金銭、旅行代金、ギフト券等 ■ 検査医員の派遣、院内サービス等



金銭、旅行代金、ギフト券等 検査医員の派遣、院内サービス等

衛生検査所は、ルールを守って社会的責任を果たし、信頼に応えます。

公正競争規約に関するお問い合わせ先

衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004 東京都文京区東元2-3-28 KJ5田舎町2階
TEL/FAX 03 (56005) 0250 <http://www.kensa-koutokyo.org/>

一部デザインを変更し、「ラボ」、「MTJ」、「日本医事新報」に規約遵守を訴える広告を掲載した。

規約遵守を
訴える広告

規約完全遵守研修会の開催

各地区協議会主催の委員会等の機会を活用して、研修会を開催している。内容は、独占禁止法・景品表示法等関連法規と「公正競争規約」の関係を明らかにし、規約をより身近な存在と理解していただき、医療機関等に対応時に、規約の完全遵守に向けた共通認識を持てるよう努めている。今年度の開催状況は次の通り。



規約完全遵守研修会の様子

実施日	主 催	開催地	参加人数
6月12日	中国地区協議会	広島市	30
6月21日	北関東・甲信越合同 長野県支部	軽井沢	34
9月11日	北海道地区協議会	札幌市	39
9月11日	四国地区協議会	高松市	23
9月19日	北陸地区協議会	金沢市	8
10月4日	中部地区協議会	名古屋市	16
11月8日	東北地区協議会	裏磐梯	64
12月20日	東京・神奈川・千葉県	新宿区	130
12月21日	近畿地区協議会	大阪市	20
1月10日	九州地区協議会	福岡市	

新会員の紹介

昨年11月22日開催の理事会において、次の2施設の入会が承認された。これにより、会員数は373名となった。

- ① (株) エスアールエル 港ラボラトリー (東京)
- ② (株) エスアールエル 名古屋ラボラトリー (愛知)

Q&A

Q. これまでの取引経緯もあって、真空採血管等の無償提供をいきなり廃止するには困難が伴う。実施可能な所から順次廃止していけばよいのではないか。

A 公正競争規約は、不当な景品類の提供による検査受託を防止するという業界の公正取引ルールを定めたものであり、景品表示法第31条第1項の規定に基づき、消費者庁と公正取引委員会の認定を受けたもの（公正競争規約に規定されている範囲内の活動は、独占禁止法の適用が除外されています。）です。

例えば、真空採血管等が無償で提供している検査会社があった場合、医療機関等は検査の品質等を十分吟味することなくそちらと取引する可能性があり、この傾向が拡大していくとせっかく定めた業界の公正取引ルールの意味がなくなってしまう。公正競争規約の効果を100%発揮させるためには、会員各社が短期間のうちに一斉に無償提供を取りやめる必要があります。長年の取引先と取引条件の変更交渉をするのは大変でしょうが、業界の正常な商慣行を確立するため、業界挙げて取り組んでいることを説明し、理解を得る必要があります。

編集後記

昨年度の流行語大賞は「そだねえ」だったそうです。私的には「平成最後の・・・」が何につけ巷でよく使われていたと思っていました。そうです、本年は「平成」と「新年号」が入れ替わる年でもあります。衛生検査所業公正競争規約は昭和59年に認定告示され35年目を迎えようとしています。平成30年度活動方針の大きな課題の一つとして「容器類の無償提供完全撤廃」があります。平成の最後の成し遂げた事業として記録に残しましょう。@K